

1 地域生活支援事業とは

地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業が、厚生労働省により地域生活支援事業として位置づけられました。

岡崎市としては、以下の事業を実施事業として定めました。

事業名	事業内容
相談支援事業	障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように相談に応じ、必要な援助をします。
日常生活用具給付事業	重度障がい者に対し日常生活用具を給付します。
コミュニケーション支援事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に、通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により地域生活を援助します。
障がい者入浴サービス事業	在宅の重度障がい者（児）に対し、在宅における入浴介護を行います。
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器を必要とする他の方に斡旋します。
住宅改修費助成事業 （重度身体障がい者）	在宅の障がい者が住宅改修する場合にその費用を一部負担します。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を目的として、障がい者（児）の日中における活動の場を確保します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、その方がわかりやすい方法により地域生活で必要度の高い情報などを提供します。

スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため障がい者スポーツ大会等を開催します。
全国ろうあ者体育大会補助事業	全国ろうあ者スポーツ大会に参加する障がい者に対し補助します。
自動車改造助成事業	障がい者の自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、社会参加促進を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成することで、社会参加促進を図ります。
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成を実施します。